朝倉市こども計画策定等業者選定委員会設置要領

（目的）

第１条　朝倉市こども計画策定及び調査業務に係るプロポーザルの実施にあたり、プロポーザルの適正かつ公平な審査を行い、優先受託候補者を選定するため、朝倉市こども計画策定業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

（１）　プロポーザルの審査に関すること。

（２）　優先受託候補者の選定に関すること。

（構成）

第３条　委員会は、保健福祉部長、子ども未来課長、福祉事務所長、教育課長、健康課長、文化・生涯学習課長、男女共同参画推進室長をもって構成する。

２　委員長は、保健福祉部長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、子ども未来課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、保健福祉部子ども未来課において処理する。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要領は、令和５年９月２２日から施行し、第１条に規定する業務に係る契約が締結された日の翌日に効力を失う。